

海域の窒素・りんに係る暫定排水基準

単位 (mg/L)

	業種その他の区分	現行基準 (平成20～25年)		見直し(案) (平成25～30年)		参考 一般排水基準	
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均
窒素	畜産農業 (豚房を有するものに限る。)	190	150	170	140	120	60
	天然ガス鉱業	160	150	160	150		
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	5,000	3,850	4,250	3,500		
	酸化コバルト製造業	550	300	400	120		
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。)	30	24	25	20	16	8
	りん化合物製造業 (縮合りん酸塩製造工程を有するものに限る。)	40	10	一般排水基準へ移行			